

三次市教育委員会訓令第 号

三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月 日

三次市教育委員会  
委員長

三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領の一部を改正する訓令

三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領（平成16年三次市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第3中「，学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）」を「，学校保健安全法施行規則（平成21年文部科学省令第10号）」に改める。

第4中「，学校保健法（昭和33年法律第56号）」を「，学校保健安全法（平成20年法律第73号）」に改める。

附 則

この訓令は，平成21年4月1日から施行する。